



福島医発第1768号(地)

平成28年 9月16日

各医師会長殿

福島県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について

標記の件につきまして、警察庁刑事局捜査第一課長より日本医師会を通して別紙のとおり連絡がありました。

「死因究明等推進計画」につきましては、平成26年7月5日付福島医発第1008号(地)にてお知らせしております。

同計画の中では、検案する医師又は死亡時画像の読影を行う医師の育成及び資質の向上を図るため、これらの医師が自己の判断結果と、実施された解剖又は死亡時画像診断の結果を比較することができるよう、警察において、その実施に係る解剖又は検査の結果について、捜査への影響に留意しつつ、効果的かつ効率的に還元する方法を検討する旨の施策が盛り込まれております。

今般、この検討結果を踏まえ、別添のとおり、警察庁刑事局捜査第一課長より、警視庁刑事部長及び各道府県警察本部長等宛に検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について通知が出されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

死体検案担当理事 淡河喜雄
会長 白石恒明

日医発第 660 号(法安 78)

平成 28 年 9 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 横 倉 義 武

検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「死因究明等推進計画」につきましては、平成 26 年 6 月 27 日付日医発第 327 号（法安 39）をもって貴会宛にお送り申し上げます。

同計画の中では、検案する医師又は死亡時画像の読影を行う医師の育成及び資質の向上を図るため、これらの医師が自己の判断結果と、実施された解剖又は死亡時画像診断の結果を比較することができるよう、警察において、その実施に係る解剖又は検査の結果について、捜査への影響に留意しつつ、効果的かつ効率的に還元する方法を検討する旨の施策が盛り込まれております。

今般、この検討結果を踏まえ、別添のとおり、警察庁刑事局捜査第一課長より、警視庁刑事部長及び各道府県警察本部長等宛に検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について通知が出され、本会に対しても、周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別途、貴会管下の警察活動に協力する医師の部会（仮称）宛にも周知方依頼をいたしておりますことを申し添えます。

平成28年7月28日

公益社団法人 日本医師会 御中

警察庁刑事局捜査第一課
検 視 指 導 室 長

謹啓 時下ますます御清祥のことお慶び申し上げます。また、平素より警察業務の運営に当たり、特段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年に閣議決定されました「死因究明等推進計画」の中で、検案する医師又は死亡時画の読影を行う医師の育成及び資質の向上を図るため、実施された解剖又は死亡時画像診断の結果と比較することができるよう、その結果について、効果的かつ効率的に還元する方法を検討する旨の施策が盛り込まれているところ、昨年より貴会及び特定非営利活動法人日本法医学会と協議した結果を踏まえ、先般、「検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について」（平成28年7月5日付け警察庁丁捜一発第117号）を各都道府県警察に発出いたしました。

つきましては、前記通達を同封いたしましたので、貴会会員に周知していただくなど格別の御高配を賜りたく、お願い申し上げます。

謹白

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警 視 庁 刑 事 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警察大学校刑事教養部長
各管区警察局長広域調整担当部長

警察庁丁捜一発第117号
平成28年7月5日
警察庁刑事局捜査第一課長

検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について平成26年6月に閣議決定された死因究明等推進計画の第2の3(2)では、検案する医師又は死亡時画像の読影を行う医師の育成及び資質の向上を図るため、これらの医師が自己の判断結果と、実施された解剖又は死亡時画像診断の結果を比較することができるよう、警察において、その実施に係る解剖又は検査の結果について、捜査への影響に留意しつつ、効果的かつ効率的に還元する方法を検討する旨の施策が盛り込まれている。

警察署長の判断により実施した解剖又は死亡時画像診断(以下「解剖等」という。)の結果については、もとより犯罪等の有無の判断のために利用されるべきものであるが、検案又は死亡時画像の読影を行う医師の育成及び資質の向上を図るために活用することは、将来の犯罪死の見逃し防止にも資するものである。

また、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。)第7条第2項においても、「解剖の事務に従事した者が、解剖の結果得られた医学的知見を公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のために活用することを妨げるものではない。」旨が規定されているところである。

以上のことを踏まえ、警察としては、検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対し、捜査に支障が生じない範囲において、解剖等の結果を提供していくこととしたので、各都道府県警察においては、下記の要領に従って、その対応に遺漏なきようにされたい。

記

1 提供の対象となる死体

死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖又は同法第5条の規定に基づく検査を実施した死体であって、犯罪捜査の手續に付されていないもの。

2 提供の基準

警察が取り扱った死体について、検案を行った医師(以下「検案医」という。)又は死亡時画像の読影を行った医師(以下「読影医」という。)から、その検案又は死亡時画像の読影に係る死体の解剖等の結果の提供の求めがあった場合において、当該検案医又は読影医の育成及び資質の向上を図るために当該解剖等の結果の提供が必要と認められるときは、次に従ってこれを提供すること。

(1) 検案医

死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖又は同法第5条の規定に基づく検査の結果

(2) 読影医

死因・身元調査法第6条の規定に基づく解剖の結果

3 提供の方式

(1) 口頭による提供

解剖等の結果の提供は、原則として口頭説明によるものとする。

説明については、概要の説明にとどまる限りは、警察から行うこととしても差し支えないが、説明の内容が高度な専門的知識を要する事項にわたる部分は、当該解剖等を行った医師に連絡し、検案医又は読影医に対して直接説明するよう依頼すること。

(2) 解剖記録書等の提供

解剖の結果を記録した書面又は死亡時画像（以下「解剖記録書等」という。）については、解剖記録書等の提供を求める検案医又は読影医がこれを利用することにつき、遺族等の同意を得ていることを確認できた場合に限り提供すること。

解剖記録書等の提供に当たっては、当該解剖等を実施した医師から行うものとし、警察においては、当該医師との必要な連絡・調整を行うこと。

また、遺族等の同意については、解剖記録書等の提供を求める検案医又は読影医が得るものとし、警察においては、遺族等に対する事前連絡、当該検案医又は読影医に対する遺族の連絡先等の伝達等の必要な支援を行うこと。

(3) その他

検案医又は読影医に対して検査等の結果を提供するための別途の手続が既に確立されている都道府県警察にあっては、各々の実情に応じ、4の各事項に留意しつつ、今後もその提供方式（司法解剖が行われた死体についてのもを含む。）を継続して差し支えない。

4 留意事項

(1) 解剖等の結果の提供に当たっては、各都道府県の個人情報保護条例の規定に従うこと。また、解剖等の結果のほか、死者の氏名、生年月日等を必要な範囲で提供することも妨げないが、それ以外の死者に関する情報については提供の可否を慎重に検討すること。

(2) 解剖等の結果の提供の相手方となる検案医又は読影医に対し、提供に係る結果を適切に管理するとともに、これを医学研究以外の用途に利用しないよう必要な注意喚起を行うこと。また、医学研究目的に利用する場合であっても、死者を識別できる方法でこれを第三者に提供することのないよう併せて注意喚起を行うこと。

(3) 後日、当庁において報告を求める場合に備えて、本部検視担当部門において、

解剖結果等の求めの概要、提供の是非についての判断の理由及び提供した結果等について、確実に記録すること。

- (4) 検案医又は読影医から司法解剖が行われた死体について解剖結果等の提供を求められた場合は、その後の犯罪捜査に支障を生じることが考えられるとともに刑事訴訟法第47条の規定もあることから、必要に応じて検察庁とも協議を行い、その可否等について個別に検討することが必要となるので注意すること。